

# 「令和5年分扶養親族等 申告書」発送のお知らせ

年金課 年金給付担当

「令和5年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「扶養親族等申告書」）を、次の方にお送りしました。

※令和5年2月～12月にお支払いする年金の源泉徴収税額を計算するためのものです。

## 扶養親族等申告書をお送りした方

（令和5年12月31日時点の年齢が）

（共済組合から支給される年金の支給年金額合計  
（令和4年9月支給時点））

- 65歳未満の方（昭和34年1月2日以降に生まれた方）…… 108万円以上
- 65歳以上の方（昭和34年1月1日以前に生まれた方）で  
退職共済年金・老齢厚生年金を受給している方 …… 80万円以上  
上記以外の年金（退職年金等）を受給している方 …… 158万円以上

## 扶養親族等申告書をお送りしていない方

- ・ 共済組合から支給される年金の支給年金額合計が上記金額未満の方
- ・ 障害共済(厚生)年金・遺族共済(厚生)年金を受給されている方…非課税のため、提出する必要はありません。

**提出期限は、令和4年10月31日（月）です。**

## 提出の 要否

扶養親族等申告書をお送りした方についても、提出不要となる場合があります。以下でご確認ください。

①勤務先で配偶者控除・扶養控除等を受けていますか？

受けている

提出不要

受けていない

②本人が障害者又は寡婦・ひとり親に該当しますか？

該当する

提出が必要

該当しない

③控除対象となる配偶者又は扶養親族がいますか？

いる

提出が必要

いない

提出不要

- 提出しない場合でも、年金からの源泉徴収税率は同じ（5.105%）です。
- ※ 詳細は、扶養親族等申告書に同封してある「令和5年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」記入要領をご覧ください。

## 扶養親族等申告書に関するよくある質問

### Q1 令和4年分扶養親族等申告書から申告内容が変更になったところがありますか。

A1 税制改正に伴い、以下に該当する方は新たな記入が必要です。詳細は「税制改正に伴う主な変更点」をお読みください。

① 本人又は扶養親族が令和5年に退職手当を受ける見込みの方

「年間所得見積額」欄について、退職所得を除いた金額を記入する欄が新設されました。退職所得を除いた年間所得見積額を記入して提出した方は、お住まいの市区町村に報告され、個人住民税に反映されます。

② 控除対象配偶者や扶養親族がいる方

扶養親族等の状況に変更がない場合も、必ず「同居・別居」欄を記入してください。別居している場合は、申告書の余白（裏面でも可）に別居している扶養親族の氏名・住所を記入してください。

③ 国外にお住まいの扶養親族がいる方

令和5年以降に国外にお住まいの扶養親族を控除対象とするためには、扶養親族の要件（受給者と生計を一にする年間所得見積額が48万円以下親族）に加え、年齢要件、留学、障害者、送金の有無等のいずれかに該当することが必要となります。

それに伴い、「同居・別居」欄の「3 別居（国外）」以下についても記入が必要です（国外にお住まいの配偶者については要件の変更はありません。）。

### Q2 扶養親族はいません。扶養親族等申告書を提出する必要がありますか。

A2 控除対象となる配偶者や扶養親族がいない方でも、本人が障害者又は寡婦・ひとり親に該当する場合は、前年と変更がなくても提出が必要です。

### Q3 支給年金額が少なく、扶養親族等申告書が届いていないのですが、その後支給停止がなくなり、支給年金額が基準以上になりました。扶養親族等申告書を提出しなくていいですか。

A3 勤務先で扶養控除等を受けない方で、控除対象となる配偶者や扶養親族がいる方、本人が障害者又は寡婦・ひとり親に該当する方は、提出が必要です。申告書を発行しますので、共済組合までご連絡ください。

### Q4 印字されている内容に変更ありませんが、扶養親族等申告書を提出する必要がありますか。

A4 昨年と変更がない場合でも、控除対象となる配偶者又は扶養親族がいる場合や本人が障害者又は寡婦・ひとり親に該当する場合は提出が必要です。提出しないと、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除が適用されませんのでご注意ください（勤務先で控除を受けている方は除く。）。

### Q5 源泉控除対象配偶者・控除対象扶養親族の欄に氏名が印字されていませんが、控除は適用されています。配偶者・扶養親族の氏名を記入する必要がありますか。

A5 源泉控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名は、区市町村に報告する「公的年金等支払報告書」にも印字されます。氏名が印字されていないと、住民税の計算の際、控除対象とされない場合がありますので、氏名の印字がない場合は必ず記入してご提出ください。

### Q6 介護保険の要介護認定を受けています。障害者控除を受けられますか。

A6 介護保険の要介護認定を受けているだけでは障害者控除の対象となりません。市区町村等で「障害者控除対象者認定書」の発行を受け、障害の区分、交付年月日等を記入してご提出ください。

**Q7 扶養親族等申告書を提出後に変更があった場合はどうすればいいですか。変更内容を伝えれば修正してくれますか。**

A 7 提出された申告書を探して修正することは困難です。提出後に変更があった場合は、共済組合までご連絡いただければ申告書を再発行しますので、変更後の内容を記入し、再提出してください。後から提出されたものが反映されます。

なお、令和4年分の申告書の受付は、令和4年11月2日（水）までです。

**Q8 共済組合の住所と違う宛名の返信用封筒が入っていました(共済組合の電話番号と違うところから電話がありました)が、大丈夫でしょうか。**

A 8 以下に記載のとおり、共済組合の委託した事業者が扶養親族等申告書事務取扱センターを開設し、事務を行っておりますので、安心して申告書のご提出、問い合わせへのご回答をお願いします。

**お問い合わせ先（令和4年12月28日まで）**

東京都職員共済組合 扶養親族等申告書事務取扱センター

**☎ 050-3614-5854**

月曜日～金曜日（国民の祝日を除く）午前8時30分～午後5時30分

確定申告に必要な令和4年分源泉徴収票は、令和5年1月中旬に送付予定です。  
（今回の申告書にご記入いただいた内容が反映されるのは、令和5年分源泉徴収票です。）

## 税制改正に伴う主な変更点

**○本人または扶養親族が令和5年に退職手当を受ける見込みの方は、退職所得を除いた年間所得見積額の申告が必要です。**

令和5年に退職手当を受ける見込みのある配偶者・扶養親族がいる場合、令和6年度の個人住民税の決定に必要なため、「退職所得を除いた年間所得見積額<sup>※1</sup>」を記入してください。退職手当を受ける見込みのない方については記入不要です。

※1 退職所得を除いた年間所得見積額についても、配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

**○控除対象配偶者や扶養親族がいる方は、「同居・別居」欄を必ず記入してください。**

昨年の状況と「変更なし」で提出する場合（扶養親族等の状況に変更がない場合）も、必ず「同居・別居」欄を記入してください。

別居している場合は、申告書の余白（裏面でも可）に別居している扶養親族の氏名・住所を記入してください。

＜記入例＞

【給与所得 65 万円、退職所得 20 万円の配偶者】

<b>6</b>	<b>配偶者の年間所得見積額</b>
配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当する方は、右の欄に○をしてください。	
1 65歳以上の場合、年金額が158万円以下	
2 65歳未満の場合、年金額が108万円以下	
「記入要領」を参照し、右の欄に年間所得見積額をご記入ください（収入がない方はゼロを記入）。	
85 万円	(退職所得あり)
退職所得がある方は、右の欄に○をしたうえで、上記金額から退職所得を除いた金額をご記入ください（退職所得がない方は記入不要）。	
65 万円	(退職所得あり)

【給与所得 45 万円、退職所得 20 万円の扶養親族(配偶者以外)】

<b>13</b>	<b>年間所得見積額</b>
48万円以下	48万円超
(退職所得あり)	
45 万円	

【留学のため国外に住んでいる30歳以上の扶養親族(配偶者以外)】

<b>15</b>		<b>同居・別居</b>
1 同居	2 別居(国内)	
3 別居(国外) 該当に○		
4 30歳未満 70歳以上	5 留学	
6 障害者	7 年38万円以上送金	

**○国外にお住まいの扶養親族の控除対象要件が変更されます。**

（国外にお住まいの配偶者については要件の変更はありません。）

令和5年以降に国外にお住まいの扶養親族を控除対象とするためには、扶養親族の要件（受給者と生計を一にする年間所得見積額が48万円以下親族）に加え、以下のいずれかに該当することが必要となります。

- ①対象者の年齢が30歳未満（平成6年1月2日以後生まれの方）、又は70歳以上（昭和29年1月1日以前生まれの方）であること
- ②対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所・居所を有しなくなったこと
- ③対象者が①に該当せず、障害者<sup>※2</sup>に該当すること
- ④対象者が①に該当せず、年金受給者より、その年において生活費または教育費に充てるための送金を、年間38万円以上受ける見込みであること

※2 障害者に該当するかは、申告書に同封する「記入要領」をご覧ください。

### 【控除対象該当の変化】

	令和4年分まで	令和5年分から
国外にお住まいの控除対象となる配偶者	控除対象	控除対象
国外にお住まいの扶養親族		
①扶養親族が30歳未満、又は70歳以上	控除対象	控除対象
扶養親族が30歳以上、70歳未満		
②留学のため国外に居住	控除対象	控除対象
③障害者に該当		
④年間38万円以上送金を受ける見込みあり		
上記②～④のいずれにも該当しない	控除対象	控除対象外